

令和7年度浜松市における障害者優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、浜松市が障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

当方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の増進を図り、障害者の就労支援並びに自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

【目的イメージ】



2 適用範囲

浜松市に属する全ての組織（以下「市の組織」という。）に対し適用するものとする。

3 浜松市障害者優先調達推進委員会の設置と役割

浜松市障害者優先調達推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、毎年度の調達を推進する物品等の品目（以下「特定調達品目」という。）及びその調達の目標を決定し、公表する。なお、推進委員会は、財務部長を委員長とし、本庁及び区役所の物品調達等を担当する調達課、庁舎管理を担当するアセットマネジメント推進課、障害者就労施設等との連絡調整を担当する障害保健福祉課、幼稚園・保育園等の物品調達等を担当する幼保運営課、小中学校の物品調達等を担当する教育総務課、上下水道部の物品調達等を担当する上下水道総務課から選出された委員により構成する。

4 物品等の調達基本指針

- （１）市の組織を挙げて障害者優先調達に取り組むため、関係各課との連携により、前年度案件の継続発注と新規案件の拡大に努める。
- （２）特定調達品目の設定については、毎年度見直すこととし、障害者就労施設等の受注能力を勘案しながら、調達品目の拡大に努める。
- （３）特定調達品目が一部含まれる案件については、障害者就労施設等への発注に適した業務を抽出し、分割発注に努める。
- （４）障害者就労施設等が安定的な受注を確保するために、作業環境を配慮しながら、可能なかぎり年度当初に案件を取りまとめて計画的な発注に努める。
- （５）契約案件の発掘～発注～継続へ

さまざまな角度から発注の可能性を検証し、可能な案件は発注につなげていく。その際、次年度以降へ継続性を持たせるために、障害者就労施設等への発注に適した契約内容にしていく。

5 令和7年度特定調達品目

(1) 特定品目及び目標（年間目標額 88,000,000 円）

種別	品目	内 容	目 標
物 品	A 賞状額・額縁	オーダーメードによる木製品	年間契約額 30,000,000 円
	B 印刷物	封筒、パンフレット、ポスター印刷 紙製垂れ幕	
	C 点字製作	名刺等の各種印刷物	
	D 啓発グッズ	啓発用ポケットティッシュ 割り箸、マスク等	
	E イベント景品	イベント等の目的に応じ要相談	
	F その他 (贈答品、飲食料品、消耗品等)	遠州綿紬、飲料 トイレットペーパー、民芸品 段ボール、花の苗、雑巾等	
役 務	G 草刈清掃	施設及び市有地の草刈清掃	年間契約額 58,000,000 円
	H 施設清掃	市が所管する施設の清掃等	
	I 簡易的な作業	封筒詰め、シール貼り データ入力、アンケート集計等	

6 調達実績の公表

- (1) 調達実績については、半期ごとに浜松市ホームページ等により公表する。
- (2) 推進委員会において実績の評価と課題の分析を行い、検証結果を次年度の調達方針に反映していく。

7 調達の推進方法及び発注方法について

- (1) 推進委員会は、障害者就労施設等の供給する物品等の情報や市の組織が発注を予定する物品等の情報を収集し、これらのマッチングを図りながら、障害者就労施設等への円滑な発注を実現する。
- (2) 障害者就労施設等への発注にあたっては、特定調達品目に限ることなく、幅広い品目について発注の可能性を検討する。
- (3) 障害者就労施設等（本号においては「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領」に定める「準ずる者」に認定されていない「重度障害者多数雇用事業所」、「特例子会社」、「在宅就業障害者」及び「在宅就業支援団体」を除く。）からの物品等の調達において、その予定価格が、浜松市契約規則（以下「契約規則」という。）第20条の別表に定める額の範囲については地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第1号による随意契約とし、契約規則第20条の別表に定める額を超える場合には令第167条の2第1項第3号による随意契約として契約を締結するものとする。なお、令第167条の2第1項第1号または令第167条の2第1項第3号による随意契約として契約を締結する際の見積書の徴取にあたっては、受注者

である障害者就労施設等における、当該案件の地域性や実績等を考慮したうえで、予定価格が30万円以下の物品購入契約は、契約規則第21条第1項第1号を適用し、その他の契約については、契約規則第21条第1項第4号を適用することにより、複数の者からの見積書を徴しない取扱いとすることができる。

- (4) 障害者就労施設等における受注規模の拡大を図るため、他の障害者就労施設等への一部再委託届を認めることとし、共同受注窓口の活用や、複数施設の連携による共同受注を支援する。
- (5) 契約規則第27条に規定する契約保証金については、契約の履行が担保されると認められるため、同条第1項第6号を適用し免除することができる。
- (6) 調達にあたっての留意事項
 - ・ 予定価格以下であること。(市場価格との比較)
 - ・ 計画的な発注が可能であること。(施設利用者の日常活動に配慮)
 - ・ 納期までに比較的余裕があること。(施設職員への負担増に対する配慮)

8 その他

障害者就労施設等における一層の受注増進を図る観点から、本市組織のみならず、市内官公署や本市施設を運営する指定管理者に対しても、発注の拡大を図るよう協力を求める。